

保育施設入園申込書

南相馬市長

年 月 日

保育施設への入園について次のとおり申し込みます。

保護者	ふりがな		続柄	住民登録している住所	〒
	氏名				
児童名	ふりがな		現住所 (住民登録している住所と異なる場合)		〒
	氏名				
令和6年4月1日時点の年齢	歳	生年月日	平成・令和 年 月 日	保護者連絡先	父 母
施設等の利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 又は 令和7年3月31日まで				
第1希望	(見学) 未・済 (希望理由)				
第2希望	(見学) 未・済 (希望理由)				
第3希望	(見学) 未・済 (希望理由)				

①希望日に入園できなかった場合	1. 申込みを取り下げる (月 の選考から)		2. 申込みを継続する		
②入園保留となった場合の保育状況	育児休業中の方の状況	1. 育児休業を延長する (父 ・ 母) 年 月 日まで			
		2. 認可外保育施設・幼稚園等に預けて復職する 復職予定日 (年 月 日) 利用施設名 ()			
	3. 保護者が家で保育をする (父 ・ 母) 週 日程度				
	4. 子どもを連れて就労する (父 ・ 母) 週 日程度				
	5. 同居家族・親戚が保育をする (誰が) 週 日程度				
	6. 別居家族・親戚が保育をする (誰が) 週 日程度				
	7. 認可外保育施設・幼稚園等に預ける 利用施設名 () 週 日程度				
	8. 一時預かりを利用する 利用施設名 () 週 日程度				
	9. その他 ()				
③求職活動中(起業準備中)の方の状況	1. 入園が決定してから求職活動(起業準備)を行う				
	2. 保育をしながら、ハローワークや求人チラシ等で求職活動(起業準備)を行う 内定後の預け先 ()				

■ 兄弟姉妹同時申し込みについて(該当の方のみ記入)

同時期入園可能だが、別々の施設になる場合	1. 同じ施設に入園できるまで待つ			
	2. 別々の施設でも、入園できるときは入園する			
同時期入園不可の場合	1. 同時期に入園できるまで待つ			
	2. 1人でも入園できるときは入園する ※この場合、入園できなかったお子さんの預け先の確保が必要です			

(裏面もあります)

保育施設の利用申込みに関する重要事項の説明及び同意書

全ての事項をよくお読みのうえ、確認欄にチェックし、署名をお願いします。

	確認項目	確認欄
1	内定した保育施設へ、市が把握している児童の状況や保育要件や利用者負担額等の情報提供をすることに同意します。	<input type="checkbox"/> 確認しました
2	児童の支援のため、必要に応じて発達支援室や保健センター等の市の関係機関に情報提供をすることに同意します。	<input type="checkbox"/> 確認しました
3	申込書や提出書類の記載内容が事実と異なる場合、又は虚偽の申込みが判明した場合、入園の取消し及び退園となることに異議はありません。	<input type="checkbox"/> 確認しました
4	保育を必要とすることを証明する書類の内容について、証明先へ確認する場合があります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
5	保育施設の受け入れ年齢、開園時間、延長保育の有無等を確認し、希望する保育園のみを記載しました。	<input type="checkbox"/> 確認しました
6	今回の保育施設の利用申込書の有効期間は、令和6年度中(令和7年3月まで)です。翌年度分は、新たに利用申込みを行う必要があります。また、有効期間内に保育施設の利用希望がなくなった場合は、利用申込みの取下げ届の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
7	お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がいなどがある場合は、必ず、事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、入園希望保育施設をお子さんと一緒に見学してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
8	お子さんの身体や発達に関する事柄で、保育施設の利用開始後に判明した症状については、医療機関の受診や相談機関への相談をしていただき、必要な手続きをとっていただくこととなります(施設設備の有無や集団保育の可否によって、退園いただく場合もあります)。	<input type="checkbox"/> 確認しました
9	以下に該当する場合、退園となることに異議はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・1か月以上保育施設への通園がない、又は、登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合。 ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合(家庭保育可能な場合)。 ・南相馬市外に転出した場合(所定の手続きにより、引き続き就園できる場合もあります)。 	<input type="checkbox"/> 確認しました
10	支給認定の審査結果について 支給認定の審査結果は入園選考結果と同時に通知します。	<input type="checkbox"/> 確認しました
11	育児休業中に申込みをする方 入園月の末日までに復職します。育児休業を取得した事業所とは別の事業所へ就職する場合は、入園の取消し及び退園となります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
12	保育の必要事由「求職活動」で申込みをする方 入園承諾期間は3か月(90日経過した日の属する月の末日まで)です。承諾期間内に就労証明書が提出できない場合は、退園となることに異議はありません。	<input type="checkbox"/> 確認しました
13	保育の必要事由「妊娠・出産」で申込みをする方 入園承認期間(申込みの有効期間)は、出産(予定)日の前後2か月(出産日から2か月を経過する日が属する月の末日まで)です。入園承認期間以降も保育施設の利用を希望する場合は、就労証明書等の提出が必要です。	<input type="checkbox"/> 確認しました
14	南相馬市外から申込みされる方 申込書類とともに、確約書(入園希望月の前月末までに南相馬市へ転入することを確約するもの)を添付することで、南相馬市民と同等の選考になります。入園希望月の前月末までに転入しなかった場合は、入園の取消し及び退園となることに異議はありません。	<input type="checkbox"/> 確認しました

確認項目について、すべて同意の上で申し込みます。

年 月 日

保護者氏名